

## 日本学術会議法案の衆院内閣委員会採決強行に抗議し廃案を求める声明

2025年5月10日 民主教育研究所運営委員会

日本学術会議を特殊法人とする「日本学術会議法案」が昨日、衆議院内閣委員会で自民党、公明党、維新の会の賛成により可決されました。政府はこの法案を「日本学術会議を国から独立した法人とする」ものとし、NHKを始め多くのマスコミでもそのように報道されていますが、このこと自体がまやかしかであることを最初に指摘しなければなりません。現行の日本学術会議法（1948）の改正ではなく、同一名称の別の法律を定めるものとして出されていること自体が、名称は同じでもこれまでの学術会議とはまったく異質の組織を新たに作ることを意味しており、「学術会議解体法案」と言うべきものです。

現行の日本学術会議法には政府から「独立してその職務を行う」（第2章第3条）ことが明記されていますが、本法案からは「独立」の文字が消えています。2020年に日本学術会議の会員任命に菅内閣が介入して以来、その説明責任も果たされないままに提出された本法案では、その運営や会員選考に政府が干渉できる仕組みが周到に埋め込まれています。学術会議の独立性が損なわれれば、憲法が保障する「学問の自由」を脅かすことにつながります。

学術が政治に従属し戦争遂行に加担したことへの科学者の反省から、「わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献」と前文に明記された学術会議の設立の理念も、本法案では削除されています。これまで学術会議は1950年、1967年、2017年の三度にわたって、戦争を目的とする研究は行わないとする声明を出していますが、まさにそのことが今回の法案提出の政府の動機になっていることは容易に想像できます。

現行教育基本法（2006）の前文では「真理と正義を希求する」ことが明記され、「第一章 教育の目的及び理念」においては、「学問の自由を尊重しつつ」教育の目標を遂行することが示されています。しかし、今回の学術会議法案は、学問の自由を脅かし、結果として政府による教育への「不当な支配」を許容するものともなり得ます。

民主教育研究所は、日本国憲法と教育基本法、子どもの権利条約などに示されている民主的な理念を教育の原理にすえ、真理と真実にもとづき、教育実践を支える研究活動の拠点として1992年に設立されました。国旗国歌法の制定に続き、国旗掲揚・国歌斉唱を義務教育学校だけでなく国立大学にも求め、「道徳」を「特別の教科」とし、教科書検定を強化するなど、政府が教育を通じて国民の心への統制を強めてきたことに対し、民主教育研究所は一貫して反対し、研究活動を続けてきました。

国家権力からの学問研究と教育の自由を求める立場から、私たち民主教育研究所は、政府による日本学術会議への執拗な介入に反対し、学術会議法案の衆議院内閣委員会における採決強行に抗議し、国会における慎重な審議を経てそれが廃案とされることを求めます。